

## 子育て支援員育成事業 ～愛称:(仮)さかいチャイルドサポーター～

### 事業の趣旨

- 子ども・子育て支援新制度では、小規模保育・家庭的保育・放課後児童クラブ・地域子育て支援拠点事業等の事業が新たに子ども・子育て支援法に基づく給付・事業となることから、これらの分野に従事する人材の確保が必要となる。
- このため、育児経験豊かな地域の人材を主な対象とした子育て支援分野に従事するために必要な研修を提供し、研修を修了した者を「子育て支援員 ～愛称:(仮)さかいチャイルドサポーター」として認定する等、これらの分野で活躍していただくことを目的とした制度を創設する。

### 事業内容

- 様々な子育て支援分野に従事できるよう、分野横断の共通の研修課程と各分野の研修課程を用意し、必要な研修を受講した場合に「子育て支援員」として認定する仕組みを創設する。
- 研修修了者を「子育て支援員」として各自治体が認定する。認定証は全国で通用する。認定されると、小規模保育・家庭的保育・一時預かりの保育従事者等として従事が可能となる。
- 更に意欲のある人は、保育士・家庭的保育者・放課後児童指導員を目指しやすくする仕組みが、国において検討されている。
- 具体的には「子育て支援員」と認定された者について、保育士試験を受験するために必要な実務経験にカウントすることや家庭的保育者・放課後児童指導員として従事するために必要な研修の一部を免除すること等が検討されている。

